【令和８年３月時点】

１　事業概要

本事業の概要は以下の通りである。

図表 1　事業概要

事業名	PFSを活用した特定保健指導業務
地方公共団体	東京都清瀬市
サービス提供者	有限会社ハイライフサポート
事業内容	40歳以上の清瀬市国民健康保険加入者に対する特定保健指導の実施
対象者	40歳以上の清瀬市国民健康保険加入者 利用勧奨者数　638名（動機付け支援448名、積極的支援190名） 動機付け支援　募集対象者　448名 実施者数　初回面談 106名、実績評価 101名 積極的支援　募集対象者 190名 実施者数　初回面談 19名、実績評価 16名
事業費	令和6年度：2,926千円（固定）、令和7年度：2,042千円(上限)
事業期間	令和6年7月18日～令和7年9月30日

２　事業目的

（１）背景

清瀬市では、第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防の推進及び医療費適正化の一環として、特定健診・特定保健指導などの生活習慣病対策に取り組んでいる。

現在、特定保健指導の目標実施率が 50%である中、令和 4 年度の実施率は約 20.6%と目標値に到達しておらず、更なる実効性の向上が課題となっている。

そこで、従来型の仕様発注ではなく、受託事業者の経験やアイデアを基に自由に事業プランを構築できる、成果発注型の「成果連動型民間委託契約方式（PFS）」を導入し、より効率的かつ効果的な事業体制の構築を目指すこととした。

（２）目標

令和 6 年度の本事業の目標値は、特定保健指導実施率 21%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 31%とする。

【令和８年３月時点】

３　事業内容

（１）事業対象者

①募集対象者及び初回面談実施者

清瀬市国民健康保険に加入している 40 歳以上の被保険者の特定健康診査結果を階層化し、「動機付け支援」448 名、「積極的支援」190 名の合計 638 名に対し、特定保健指導の募集を行った。

（２）実施内容

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号）」に基づき、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和 6 年度版】（令和 6 年 4 月厚生労働省健康局）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けての手引き（第 4 版）（2023 年 3 月厚生労働省保険局）」（以下「手引き」という。）の内容に準じて特定保健指導を実施した。

実施にあたっては、「手引き」の「特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たしながら進めた。

特定保健指導は、対象者が健診結果に基づいた正しい健康認識をもち、生活習慣の改善に自らの意思で取り組み、行動変容しその持続を助けるものである。主に生活改善に対する意欲や態度、食事・生活上の問題点を把握し、生活習慣改善の目標設定・目標を達成するための具体的な支援を行った。

①初回面談の留意点

初回面談は、動機付け支援及び積極的支援ともに、以下の点に留意し最低 30 分以上の時間を確保した。

図表 2　初回面談の留意点

ア	生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者の生活習慣が及ぼす影響、生活習慣改善の必要性を説明すること。
イ	受診勧奨値を超えている対象者に対しては、受診の必要性を説明すること。
ウ	生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明すること。
エ	栄養や運動等の生活習慣の改善に必要な実践的指導をすること。
オ	対象者が選択した具体的に達成可能な行動目標・計画を作成し、対象者が継続できるよう、必要な介入・支援等の内容を明らかにすること。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。
カ	体重、腹囲の計測方法について説明すること。
キ	生活習慣病以外の疾患が把握できる場合には、その疾患に関して留意の上、支援計画を立てること。

【令和８年３月時点】

②初回面談の方法

初回面談は、会場での対面による面談（以下「対面型面談」という。）と、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器を活用した遠隔面談（以下「ICT 面談」という。）の 2 種類の方法を用意し、対象者が選択できるようにした。対面型面談の場所については、市内 2 箇所にて月 3 回以上（土日祝日を 1 回以上含む）行うこととし、市と事業者が協議の上、年間スケジュールを作成した。

ICT 面談の実施にあたっては、対面型面談と同程度の質が確保されるよう、必要な環境・体制により実施した。対象者には、ICT 面談の進め方や制約などについて十分に理解してもらった上で実施した。

③継続的な支援

積極的支援については、3 か月以上の継続的な支援を実施した。

④脱落危惧者の対応について

脱落危惧者に関しては、実践継続に向けて励ましや情報提供を電話や電子メール・チャット、手紙等を通じて細やかに支援を行い、実践継続へのモチベーションを高める対応を行った。

（３）実施体制

実施体制は以下の通りである。

図表 3　本事業の実施体制

組織名	役割
清瀬市	サービス提供事業者への業務委託 事業対象者に係る情報提供 成果評価に基づいた支払
有限会社ハイライフサポート	対象者への通知・募集・申込受付・確定通知 未利用者に対する勧奨 特定保健指導の実施（初回面談、継続的支援） 実績評価の実施 脱落危惧者への対応 事業改善アンケートの実施

（４）実施期間

令和 6 年 7 月 18 日～令和 7 年 9 月 30 日（契約期間）

４　評価計画

（１）成果指標

初回面談実施率、保健指導完了率、腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数（積極的支援のみ）の 3 つを指標として設定した。

①初回面談実施率

実施率の低い若年層の面談実施率の向上を図るため、本指標を設定した。利用対象者数に対する、事業者による初回面談実施者数の割合による。

②保健指導完了率

生活習慣改善を習慣化できる人を増やすことを目的として、本指標を設定した。初回面談実施者数に対する、事業者が実績評価した保健指導終了者数の割合による。

③腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数

保健指導の質の維持・向上のため、本指標を設定した。「手引き」においても、主要達成目標として「腹囲 2cm・体重 2kg 減」が位置づけられている。積極的支援において、実績評価の時点で、腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数による。

（２）支払条件

支払は「固定費」と「成果連動費」によって構成されている。このうち、固定支払額は 2,926 千円、成果連動支払額（上限）は 2,042 千円である。固定支払額については、清瀬市における既存事業の令和 4 年度決算額とほぼ同額となっており、成果連動支払部分が既存事業に対して増額となる。

①年度毎の支払の考え方

年度毎の支払に関して、令和 6 年度は固定費支払のみを設定した。理由としては、事業者として本事業に取り組むために発生する、人材確保、研修･品質管理等の初期･恒常コストに係る負担を考慮したためである。

令和 7 年度は、成果連動支払のみを設定した。理由としては、初回面談が令和 6 年 8 月から順次開始されるスケジュールとしており、成果連動支払に係る各成果指標の評価時期について、実質的に令和 7 年度になることが想定されたためである。

②支払額の設定根拠

1)　初回面談実施率に対する支払額

他団体における PFS 事例の成果報酬額の設定が事業費の 10～30%で設定していること、先行自治体である松山市の設定値などを参考に、20%を達成した時点で 500 千円の支払とし、さらに 22%を

超えた場合には、固定費の約 25%の 700 千円を上限とした。

（例）清瀬市 95 名/ 500 名＝19% ⇒ 100 名/ 500 名＝20% … 5 名で 1%達成
松山市 475 名/2,500 名＝19% ⇒ 500 名/2,500 名＝20% …25 名で 1%達成

（出典）清瀬市「成果連動型民間委託契約方式推進交付金 事業計画書」

2) 保健指導完了率に対する支払額

初回面談実施率と同様に、他団体における PFS 事例の成果報酬額の設定が事業費の 10～30%で設定していること、先行自治体である松山市の設定値などを参考に、94%を達成した時点で 500 千円の支払とし、さらに 96%を超えた場合には、固定費の約 25%の 700 千円を上限とした。

（例）清瀬市 95 名/100 名＝95% ⇒ 96 名/100 名＝96% …1 名で 1%達成
松山市 760 名/800 名＝95% ⇒ 768 名/800 名＝96% …8 名で 1%達成

（出典）清瀬市「成果連動型民間委託契約方式推進交付金 事業計画書」

3) 腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数に対する支払額

事業者の見積もりを参考に、1 人あたり 12 千円と設定した。

③固定費部分

1) 動機付け支援

初回時の面談終了をもって契約単価の 10 分の 8 の出来高とし、残る 10 分の 2 は支援がすべて完了した段階で確定するものとした。委託料の請求の際に小数点以下の端数が生じたときは切り捨てることとした。

2) 積極的支援

初回時の面談終了をもって契約単価の 10 分の 4 の出来高とし、残る 10 分の 6 は支援がすべて完了した段階で確定するものとした。継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、契約単価の 10 分の 4 に応じた分のみの支払とした。

④成果連動費部分

3 つの成果指標それぞれの達成度に応じて支払うもので、保健指導が完了した時点で成果指標を参照し、算出した額を支払うこととした。

⑤支払基準

各成果指標に係る成果連動支払額の支払条件は以下のとおりである。

図表 4　各成果指標の目標値・成果連動支払額

成果指標	目標値	支払上限額
①初回面談実施率	区分 1：20%を超え 22%以下	500 千円
	区分 2：22%超え	700 千円
②保健指導完了率	区分 1：94%を超え 96%以下	500 千円
	区分 2：96%超え	700 千円
③腹囲 2 ㎝かつ体重 2 ㎏減少した者の人数	積極的支援にて、実績評価の時点で、腹囲 2 ㎝かつ体重 2 ㎏減少した者	積極的支援の契約単価（固定費）に加えて、1 人あたり 12 千円

⑥事業効果額

特定保健指導を実施することで､指導前後の検査データを比較し､数値の改善が認められた場合、生活習慣病の発症を遅らせる効果があると捉えられる。特定保健指導対象者に指導を行うことができ、関連する指標値が改善すれば、より多くの方の発症を遅らせることができ、医療費を抑制できる可能性があると考えられる。

これに関して､厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室における「効率的・効果的な実施方法等に関するワーキング・グループ[1]」において、特定保健指導を実施することによる効果について研究が行われている。ただし、本事業に適用可能な原単位（特定保健指導実施による 1 人あたり医療費削減額など）は示されておらず、現状では事業実施に伴う社会的便益を測ることは困難である。

（３）評価方法

評価は、個別の対象者に対する保健指導の実施状況及びその効果を対象として行うこととした。

①動機付け支援

動機付け支援では、初回面談から 3 か月経過後に実績評価を実施することを保健指導完了の条件とした。

図表 5　動機付け支援

	項目	支援時期	支援者資格	支援手法	支援時間　（分）
1	初回面談	開始時	管理栄養士	個別支援又はグループ支援	30
2	実績評価	3 か月後	管理栄養士	電話で確認	ー

②積極的支援

積極的支援では、初回面談、3 か月経過後の実績評価に継続支援を加えたプロセス評価、腹囲・体重、行動変容の改善を対象としたアウトカム評価について、評価結果に応じて以下に示すポイントを合計し、180 ポイント以上の支援を実施することを保健指導完了の条件とした。各項目に対して設定したポイントは「手引き」による。

[1] https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_129200.html

【令和８年３月時点】

図表 6　積極的支援・プロセス評価

	項目	支援時期	支援者資格	支援手法	支援時間（分）	ポイント
1	初回面談	開始時	管理栄養士	個別支援又はグループ支援	30	―
2	継続支援	2 週間後	管理栄養士	電話又は電子メール等	5	30
3		1 か月後	管理栄養士	電話又は電子メール等	5	30
4		1.5 か月後	管理栄養士	電話又は電子メール等	5	30
5		2 か月後	管理栄養士	電話又は電子メール等	5	30
6	実績評価	3 か月後	管理栄養士	電話又は電子メール等	10	30

図表 7　積極的支援・アウトカム評価

項目	ポイント
腹囲 2.0cm 以上かつ 体重 2.0kg 以上減少	180
腹囲 1.0cm 以上かつ 体重 1.0kg 以上減少	20
食習慣の改善	20
運動習慣の改善	20
喫煙習慣の改善（禁煙）	30
休養習慣の改善	20
その他の生活習慣の改善	20

③評価実施に当たっての留意点

評価実施にあたり、以下の点に留意することとした。

図表 8　評価における留意点

ア　設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化がみられたかについて評価を行うこと。

イ　評価項目は対象者自身が自己評価できるように具体的な設問にし、体重、腹囲の測定値を正確に把握すること。

ウ　評価項目には必ず対象者の満足度を問う項目を設け、事業終了時に提出する評価分析に反映させること。

エ　対象者と連絡が付かない場合は、3 回以上、曜日と時間(午前・午後・夜間)を変えて電話や手紙で催促した場合に限り、終了扱いとすること。また、3 回の発信のうち最低 1 回は平日夜間または土日祝日に行うこと。

オ　アウトカム評価の生活習慣に関する改善については、対象者の聞き取り内容や記録物から清瀬市が最終的に判断することとする。また、改善の有無についての実施前後調査内容については、実施前に清瀬市と事業者が協議した上、決定すること。

５　実施結果

（１）成果指標に係る実施結果

①初回面談実施率

本事業では、事業者からの提案により、通常の初回個別面談のみではなく、グループ面談の実施、健康運動指導士による運動支援や骨密度測定などの特典の付与、また再案内のハガキ等も都度変更し発送するなど、初回面談実施率向上のための取り組みを行った。実施結果として、募集対象者数の 638 名に対して、初回面談実施者数が 125 名であり、内訳は「動機付け支援」106 名、「積極的支援」19 名であった。初回面談実施率は 19.6%であった。

初回面談実施率の目標値は 20%を超えることとされており、未達となった。

図表 9　初回面談実施率

	募集対象者	初回面談実施者	初回面談実施率
動機付け支援	448 名	106 名	23.7%
積極的支援	190 名	19 名	10.0%
合 計	638 名	125 名	19.6%

②保健指導完了率

初回面談実施者数 125 名のうち 117 名が 3 か月後の評価を完了した。内訳は「動機付け支援」101 名、「積極的支援」16 名であった。保健指導完了率は、動機付け支援 : 95.3%、積極的支援 : 84.2%、合計では 93.6%であった。

保健指導完了率の目標値（区分 1）は 94%を超えることとされており、未達となった。

図表 10　初回面談実施者及び評価実施者・途中脱落者

	初回面談実施者	評価実施者		途中脱落者	
		人数	保健指導完了率	人数	未完了率
動機付け支援	106 名	101 名	95.3%	5 名	4.7%
積極的支援	19 名	16 名	84.2%	3 名	15.8%
合計	125 名	117 名	93.6%	8 名	6.4%

なお、途中脱落者数は 8 名であり、脱落の理由は以下の通りであった。

図表 11　途中脱落の理由

- 多忙の為継続不可能と本人より申し出（1 名）
- 面談時に対象ではないことがわかり、支援なし（1 名）
- 5 回架電、手紙支援での返信なし（6 名）

【令和８年３月時点】

③腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数

積極的支援対象者 16 名中、体重-2kg・腹囲-2cm でポイントを獲得できた人は 4 名（25.0%）であった。

（２）補足：成果指標以外の実施結果

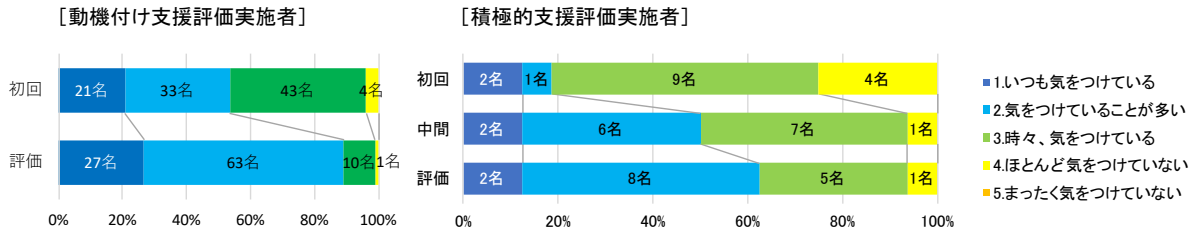
成果指標には設定されていないものの、事業の実施を通じて期待されるアウトカム（意識変容・行動変容」の達成状況を補足的に把握するため、意識・行動の変化に関するアンケート結果を整理した。これらは成果連動支払の対象となる成果指標には含まれていないが、特定保健指導によって期待される健康意識の向上や生活習慣改善といったアウトカムを補足的に把握するための参考情報として位置づけられる。図表 12～図表 15 がアンケートの回答結果である。

なお、このアンケートの回答者は、初回面談実施者（合計 125 名）のうち、途中脱落者（8 名）を除く評価実施者（117 名、うち動機付け支援の評価実施者 101 名、積極的支援の評価実施者 16 名）を対象とした結果である。アンケートによるため自己申告の側面はあるものの、事業を通じた各支援による意識変容･行動変容に関する情報として、参考までに提示するものである。

集計結果によれば、動機付け支援評価実施者、積極的支援評価実施者とも、初回よりも評価時において、各設問に関して改善しているという結果が得られている。

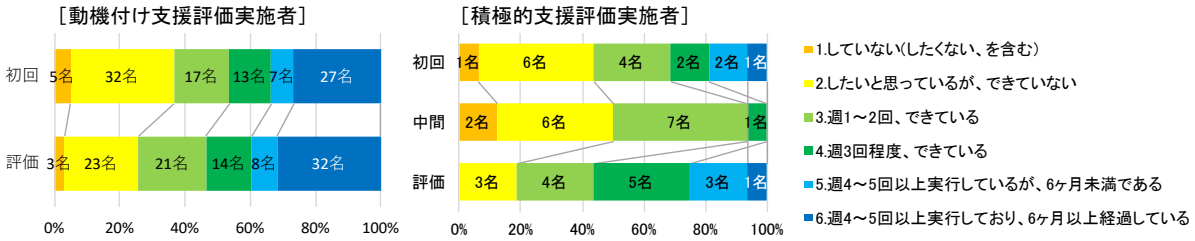
①健康に対する意識

図表 12　「あなたは健康に気を配っていますか？」に対する回答結果



②活動量の変化

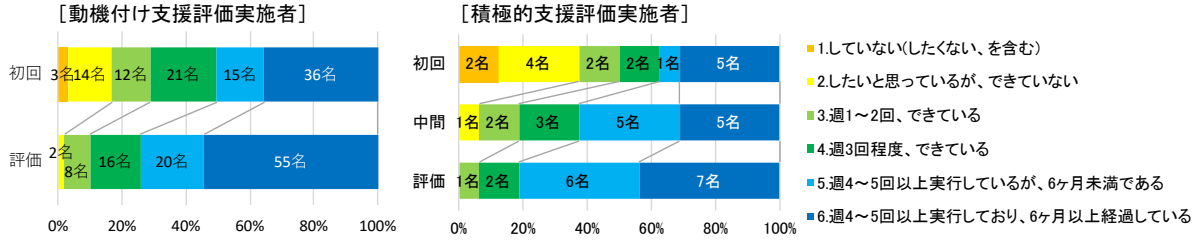
図表 13　「活動量を増やす心がけをしていますか？」に対する回答結果



【令和８年３月時点】

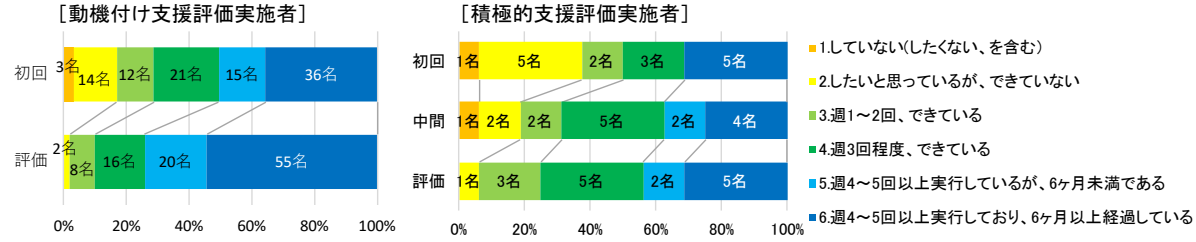
③夕食における過食の状況

図表 14　「夕食は食べすぎないようにしていますか？」に対する回答結果



④野菜の摂取状況

図表 15　「一日のうち二食以上、両手にのるくらいの野菜料理を食べるようにしていますか？」に対する回答結果



６　課題

（１）事業実施上の課題

本事業では、市と事業者が契約を締結後、下記の通り、両者が連携しながら事業を進めることができた。そのため、事業の実施及び成果の測定は、大きな混乱なく実施することができた。

本事業では、事業者からの提案により、通常の初回個別面談のみではなくグループ面談の実施、健康運動指導士による運動支援や骨密度測定などの特典の付与、また再案内のハガキ等も都度変更し発送するなど、初回面談実施率向上のための取り組みを行った。

市では、情報提供や電話連絡などを通じて、事業者と並行して勧奨活動を実施しており、特に仕事の都合で平日に電話がつながらない方に対しては、月に 1 回、日曜日に連絡を行うなどの工夫をしている。事業者と連携して取り組む体制は、近隣市ではあまり見られないが、清瀬市では積極的に連携体制を導入している。市では、本事業に関して、従来事業者任せにせず、市が主体的にフォローすることを基本方針としており、もともと市が実施していた勧奨活動を事業者が補完する形で進めてきた経緯からも、このスタンスに大きな変化はない状況であった。

また、電話による勧奨については、専門的知識を有する担当者が電話をかけるかが重要であり、選定された事業者では、専門職が受診の必要性を説明しながら勧奨を行うことで、より理解を得やすくなっている。素人が電話をかけても十分に理解してもらえない場合があるため、専門的な知識を持つ担当者による対応が重要であると捉えている。

（２）PFS 事業としての検討課題

①成果評価に係る課題

1)　成果指標の妥当性

本事業では、「初回面談実施率」、「保健指導完了率」、「腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数」の 3 つの成果指標が設定された。

このうち、「初回面談実施率」は事業実施に直接連動したアウトプット指標による評価である。特定保健指導の目標実施率が 50%とされている中、清瀬市における令和 4 年度の実施率が 20.6%で、更なる実効性の向上を課題とされていることも踏まえ、指標が設定されている。

「保健指導完了率」は、「手引き」における特定保健指導完了の基準に基づき、事業実施に連動したアウトプット指標とアウトカム指標の合計によるミックス型評価による。

「腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数」は事業の目的に係るアウトカム指標による評価である。「手引き」でも、「腹囲 2cm・体重 2kg 減」が主要達成目標と位置づけられている。

「初回面談実施率」は、参加・到達度を測定する指標、「保健指導完了率」は、支援の完結状況を測定する指標、「腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数」は、健康改善という成果を測定する指標であり、特定保健指導の異なる側面を多面的に把握する、性質の異なる指標として整理される。以上より、各成果指標については、それぞれ妥当な指標と言える。

【令和８年３月時点】

2)　評価指標値のデータ把握の正確さ

「手引き」にある「特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たしながら進めていること、また管理栄養士が携わることなどで、評価指標値のデータ把握の正確さが確保されている。

3)　目標水準の妥当性

「初回面談実施率」、「保健指導完了率」は、ともに目標値に対して未達となった。なお、「腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数」については、目標値は設定されていないが、保健指導が完了した 16 名のうち 4 名（25%）が「腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少」した。

i.初回面談実施率

「初回面談実施率」について、目標水準は、先行自治体である松山市の設定（18%～22%）を参考としつつ設定されている。

初回面談実施率は、事業者の工夫による改善余地がある一方、年齢層や性別、既往歴といった対象者の属性や、都市部や地方部といった地域特性、家族構成・世帯の状況等、事業者が直接コントロールできない要因の影響が大きい指標でもあると考えられる。そのため、目標水準については、これらの外部要因による指標値への影響を想定しつつ、また清瀬市における過去の実績等を踏まえながら慎重に設定する必要があるものと考えられる。

また、本事業では、初回面談実施率の目標値を区分型（区分 1 : 20%を超え 22%以下、区分 2 : 22%超え）で設定しており、達成・未達の境界における成果評価の変動幅が大きく、僅かな実績差が支払額に大きく影響する設計であった。連続型評価や部分達成を反映する設計についても検討の余地がある。

ii.保健指導完了率

保健指導完了率では、市における過去の実績（令和 2 年度～令和 4 年度の 3 カ年度平均が 94.6%）を踏まえ、また制度運用の確実性を重視し、区分 1 の目標値として「94%を超え 96%以下」という目標を設定したが、全体の保健指導完了率は 93.6%となり、未達であった。ここで、本事業では、途中脱落者の中に、就労上の都合を理由とする者、また面談後に対象外と判明した事例など、事業者の運営努力のみでは回避が困難な要因が一定程度含まれていることが確認された。

以上より、保健指導完了率は、成果評価や事業の優劣を判断する主要指標としては限界があることが示唆される。特に、本事業のように上限（100%）に対して高水準の目標を設定した場合、不可避的な外部要因による影響を受け、達成・未達成の評価が実態以上に厳しくなる可能性があることに留意した制度設計が必要と考えられる。

また、この指標では、「初回面談実施率」と同様、目標値を区分型（区分 1 : 94%を超え 96%以下、区分 2 : 96%超え）で設定しており、僅かな実績差が支払額に大きく影響する設計であった。連続型評価や部分達成を反映する設計について、検討の余地がある。

iii.腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数

「腹囲 2cm かつ体重 2kg 減少した者の人数」について、目標値は設定されていないが、成果連動指標の 1 つとして設定されている（達成者 1 人あたり 12 千円の支払）。

「手引き」によれば、主要達成目標として「腹囲 2cm・体重 2kg 減」が位置づけられているため、指標として設定することに意義がある。また、身体変化という客観的･数値的成果であること、プロセス量に依存しない成果重視型評価であることから、アウトカム性が高い指標として捉えられる。「保健指導完了者」の一部には含まれるものの、その中でも主要達成目標を満たし、アウトカム指標を達成した人数として位置づけることは適切と考えられる。

②PFS 事業の導入による成果向上効果に係る事項

令和 6 年度の初回面談実施率は、目標値には到達しなかったものの、前回当該事業者が受託した令和 4 年度の実施率（18.6%）に対して 1.0%ポイントの上昇が見られた。上昇要因は検証できていないものの、事業者から提案された取り組みの寄与可能性が示唆される。

（３）今後の展望

①成果指標の設定について

成果指標のうち「初回面談実施率」及び「保健指導完了率」の目標水準について、段階的な設定となっており、わずかな実績差が支払額に大きく影響する設定となっていた。これにより、事業者による目標達成に向けた創意工夫に対して、支払額が連動し難い設定となっており、連続型評価や部分達成を評価に反映する設計の必要性が示唆された。

②保健指導完了率に係る課題

保健指導完了率は、初回面談実施者のうち保健指導が完了した人の割合によるが、本事業の実施結果によると、両者の差分に相当する脱落者数について、外部要因による影響が大きく、達成・未達成の評価が実態以上に厳しくなる可能性があることが判明した。また、過去の実績において、当該指標は上限の 100%に近い水準で推移しており、これに基づいた目標値設定では、事業者による創意工夫が反映されにくく、成果連動指標として位置づけることが適当でないとも考えられる。よりアウトカム評価にウエイトを置くなど、事業者による創意工夫のインセンティブとなるような制度設計の必要性が明らかになった。

③事業者と市の連携体制の重要性

本事業では、当該事業に関する、市によるこれまでの取組等を背景に、事業者と市が積極的に連携を取り、情報提供や電話連絡を通じて勧奨活動を実施している。このような、事業者に依存しない積極的な連携体制の構築は、事業の円滑な推進において重要なポイントと考えられる。

【令和８年３月時点】

④専門的知識を持つ担当者の重要性:

勧奨活動においては、専門的知識を有する担当者が電話をかけることが、受診の必要性を説明し、理解を得やすくするために重要であることが示された。専門的な知識を持つ担当者による対応が必要であるということが認識された。